　第４９号議案

　　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年６月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和２９年品川区条例第７号）の一部を次のように改正する。

　別表品川区子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 品川区児童福祉審議会 | 委員長　　　　　　２３，０００円  副委員長　　　　　２１，０００円  委員　　　　　　　２０，０００円 |

　別表品川区大気汚染障害者認定審査会の項の次に次のように加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 品川区小児慢性特定疾病審査会 | 会長　　　　　　　２３，０００円  委員　　　　　　　２０，０００円 |

　　　付　則

　この条例は、令和６年１０月１日から施行する。

　（説明）品川区児童福祉審議会および品川区小児慢性特定疾病審査会の委員の報酬日額を定める必要がある。